

2018（平成30）年度 第2回橿原市人権審議会会議録

日 時：2018（平成30）年12月27日（木） 午後2時00分～4時20分

場 所：橿原市役所 4階 委員会室

出席委員：大越 克也委員、奥田 寛委員、加護 善三委員、葛井 潔委員
坂根 満委員、島本 郁子委員、竹田 のぶや委員、鄭 順子委員
寺前 耕一委員、野島 佳枝委員、菱田 工委員、榎尾 悟委員、
森田 英嗣委員

欠席委員：蘆村 修委員、上田 剛委員、上原寛子委員、加藤 雅菊委員、
小西 満洲男委員、榎谷 佐千代委員、森下 みや子委員

出席者：岡崎副市長、吉本教育長、藤井市民活動部長、松村市民活動副部長兼人権政策課長、小路人事課長、中井企画政策課長、門長産業振興課長、河野市民窓口課長、市川飛驒コミュニティセンター所長、中川大久保コミュニティセンター所長、渡海障がい福祉課長、森本地域包括支援課長、川田健康増進課長、池田子育て支援課長、井原こども未来課長、吉田人権教育課長、高井社会教育課長、岡本学校教育課長補佐、

事務局：西岡人権政策課長補佐、青木人権政策課副主任、阪田主査、中川人権政策指導員

傍聴者：1名

議 題：【協議事項】

- (1) 「第1回人権審議会後に行った意見集約について
- (2) 「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」（案）について
- (3) 「橿原市人権施策に関する基本計画」（素案）について

(司会)

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

今回の審議会は、人権施策に関する基本計画の策定スケジュールの都合により、年末の公私ともに大変お忙しい時期の開催となりましたが、委員の皆さんにご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

はじめに、人権審議会の開催に当たり、副市長よりご挨拶を申し上げます。

(副市長)

皆さんこんにちは。本日は第2回の人権審議会として、年末の大変お忙しい時に、出席してい

ただきまして大変ありがとうございます。また榿原市の人権施策の取組に対し、いろんなご意見またご尽力を頂いていますことに対しまして、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

本日は3つの議題がございます。「事業実施報告」と「実施計画」そして前回の審議会で骨子案を出ささせていただきました「榿原市人権施策の見直し」についてのご検討やご意見をいただきたいと思っています。

委員の皆さんにいろんな見地からご意見をいただくことで、更に基本計画が充実したものになると信じていますので、短い時間ですが是非よろしく願いいたします。

本日はよろしく願いいたします。

(司会)

本日は市側より、副市長、教育長をはじめ、市民活動部長、さらに関係課長も出席いたしております。

また、本日の審議事項の「榿原市人権施策に関する基本計画」策定業務の受託業者であります、一般財団法人 奈良人権部落解放研究所の大平所長も、出席いただいています。

では次に、本日の資料等について確認をお願いいたします。

- ・本審議会 次第
- ・榿原市人権審議会委員名簿
- ・【資料1】『第1回人権審議会開催後に出された意見について』
- ・【資料2】『第1回人権審議会後に出された質問等について（回答）』
- ・【資料3】『榿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）』
- ・【資料4】『榿原市人権施策に関する基本計画（素案）』
- ・【資料5】『「榿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」の主な変更点等について』

の以上でございます。

なお、資料の不足、不備等のある方は、お申し付けください。

続いて、マイクの使い方をご説明させていただきます。

(マイクの使用説明)

本日の出席13名、欠席7名でございますので、「榿原市人権審議会規則 第5条第2項」に基づき、「出席者過半数により、本審議会が成立する」ことを申し上げ、ただ今から2018（平成30）年度第2回人権審議会を開会致します。また、今回も「榿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会および会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

異議なしということで、公開させていただきます。また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただいております。

なお、本日傍聴希望の方がいらっしゃいます。許可してよろしいですか。

「異議なし」ということで、許可します。

それでは、「樫原市人権審議会規則第5条第1項」により『会長が会議を招集し、その議長となる』とありますので、以降の進行は、会長にお願い致します。会長、よろしくお願い致します。

(会長)

それでは皆さん、こんにちは。年末の本当にお忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。今日は重要な案件がありますので、早速始めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

では1番、「第1回人権審議会後に行った意見集約」について事務局から説明してください。

(事務局) 説明

① 「第1回人権審議会後に行った意見集約」について

(会長)

ありがとうございました。すでに皆さんのところに事前に届いているということですので、この件についてはご確認いただければありがたいと思っていますところ。

何か基本的なことで質問などいかがでしょうか。

(委員)

樫原人権ネットワークの菱田と申します。前回の人権審議会の後、市ホームページでこの審議会の議事録が公開されておりました。人権ネットワークの幹事会等でも内容について論議しているところです。皆さんもご承知のことと思いますが、樫原人権ネットワークは、「人権に関する条例、基本計画・基本方針の具現化を図ろう」「人権教育を推進するネットワークを多くの市民に広げよう」「人権文化があふれる樫原市をつくろう」という3つの方針を掲げて、多くの団体が加盟して活動を進めているところです。毎年3月にシンポジウムを開催しています。今年度もシンポジウム「樫原の人権は今」を開催しますが、前回の審議会でも論議になった「ヘイトスピーチ」について、研修をもちたいと計画を進めています。そこで、委員の皆さんにも是非参加をしていただきたく、詳しい内容につきまして案内文書を準備してきました。文書を配布してご説明させていただきたいと思っております。

よろしくお願い致します。

(会長)

ありがとうございます。条例等の具現化を図っていただいている団体の、3月のシンポジウムの案内を是非配布いただいて説明をしていただきたいと思います。

[各委員等に配布]

(委員)

案内文を読むことで案内にかえさせていただきます。

2018年12月27日

橿原市人権審議会

人権審議委員の皆様

橿原人権ネットワーク

代表 堀 智晴

シンポジウム「2019 橿原の人権は今」への参加ご案内

日ごろの人権尊重、差別撤廃の取り組みに敬意を表するとともに、本ネットワークの諸活動にご支援・ご協力いただき深謝申し上げます。

さて、2016年6月3日、『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）』が公布・施行されました。

その前文に「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。」と書かれています。

さて、2018年8月23日に開催された第1回「橿原市人権審議会会議録（橿原市ホームページから）」を拝見しますと、新たな「橿原市人権施策に関する基本計画」策定に向けて、「橿原市人権問題に関する市民意識調査結果から見てきた特徴と今後の課題」をもとに、「基本計画骨子(案)」について、各委員の方々から基本的な考え方や分野別の人権施策の推進について、それぞれ提言されていることを認識しました。

その中で、分野別（外国人）の人権施策の推進に関わって、ヘイトスピーチ等に関する考えについて発言されているところがありました。ただ、時間的な問題もあつてか、その提起を受けて、他の委員の方々からの発言や提起が出され、論議が十分に深められる展開でなかったことが、重要な課題の1つであるだけに残念に感じました。

法制定後も、全国各地ではびこっているヘイトデモやヘイトスピーチ、これらの差別行為は「表現の自由」の一種として扱われていいものなのか、この行為における問題の核心を、法的側面からも検討する必要があります。また、排外的な差別行為に向かう民衆の意識がどのように形成されるのか、そして差別意識がいかに恐ろしいものか、これまでに惹起した事件の真相をひもときながら見ていくことが大切です。そして過去の出来事からいま私たちが学ぶべきことを考え合うことが重要であると考えます。

私たちは、まず何よりも、ヘイトスピーチを受けたマイノリティの人々が「人間の尊厳と平等」を傷つけられ、平穏な日常生活が破壊され、心身を害したり、自死に追い込まれたりするという現実認識に視点を当てることが大事です。そして、実際に街頭活動でどのような内容のヘイトスピーチが発せられ、またインターネット上に書き込まれてきたのか、具体的に『ヘイトスピーチ解消法』が成立するまでの経緯や施行後の現状について事例等をもとに研修し合い、すべての人の人権が尊重され、暮らしやすい

「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現をめざして、どのように取り組んでいくのかを論議し合うことが重要であると考えます。

つきましては、標記イベントを下記の通り開催したいと存じます。人権教育・啓発を推進するネットワークを一層多くの市民に広げ、人権文化あふれる橿原市をつくっていくために、是非、皆様方の積極的なご参加を心からお願い申し上げます。

記

日 時 2019年3月9日(土) 13:15 受付 13:30 開会
研修時間 13:30～16:15
場 所 かしはら万葉ホール 4階 研修室2 (奈良県橿原市小房町11-5)
内 容 13:30～13:45 開会行事(主催者挨拶、来賓挨拶)
13:45～14:00 市内小・中学生人権作文発表
14:00～16:00 ・講演『ヘイトを許さない、生まない社会へ』
講 師 文 公 輝(ムン・ゴンフィ)さん
(NPO法人 多民族共生人権教育センター 事務局長)
・質疑応答・意見交流
16:00～16:15 閉会行事

なお、3、4枚目に関しましては、橿原ネットワークの主な活動内容と加盟団体の紹介を書いたリーフレットをコピーしたものです。

以上です。貴重な時間、ありがとうございました。よろしくお願い致します。

(会長)

ありがとうございました。今、菱田委員からご紹介いただいた件につきまして、大変いい機会だと思っておりますので、是非委員の方も土曜日の午後だということですので参加いただけたらありがたいと思っています。

その他、この件についてございますか。

それでは、議題の2に入ります。議題②「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)説明

② 「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」(案)について

(会長)

ありがとうございました。昨年度からの変更点を中心に説明していただきました。基本的にはアップデイトしていただいたという事と、事業に関しては、15ページの成果の方向性の内容ということで、事業実績の成果と、今後の方向性をA B C Dで評価してもらっています。皆さんの方にはすでに配布し、

手元に行っていると思います。

まず質問や確認はありませんか。

(委員)

資料3あるいは資料4を見比べていく中で、例えば資料4、54ページの「ひきこもり・ニート」について、この問題が差別事象であるとか、人権問題であるというところの定義は、どういう法律なり指針があるのか教えてほしいです。

(会長)

資料4については、次の議題でと思っています。その問題については、次のところで発言をお願いします。

(委員)

わかりました。

(委員)

資料3の13ですが、今、インターネットの件で補足されましたが、インターネットステーションは市がやっているのですね。そこに警察も含まれて連携をできる体制が取れているのですか。

(事務局)

こちらの方は、橿原市も参画していますが、県内の全市町村と奈良県、関係団体を合わせて構成しています奈良県啓発連協という団体があります。そこで定期的にパソコンを使って検索や削除要請を啓発連協を通じて行っています。警察は直接関与していませんが、場合によっては相談等も行っています。

(事務局)

補足ですが、基本的にインターネットを通じて差別事案を発見した場合は、法務局等々にその旨を通知して削除要請を行うという行為まで、インターネットステーションで行っています。啓発連協は、奈良県下の市町村が全て加入しています。その市町村が輪番で、インターネットステーションで不適切な表現や差別事案をチェックして、発見すれば削除要請まで手がけています。

(委員)

先ほど委員がおっしゃったように、ヘイトスピーチの場合は、ほとんどインターネットが多いです。実際にヘイトスピーチとして目に見える場合もありますが、インターネット上に書き込まれる内容は、本当にすごい内容です。実際に私自身が受けてなくても、それを見ること、聞くことによって私が裂かれているのですね。対象にされているという、それくらい危機感がある内容です。県下の市町村で連携を取って行っているということですが、削除することが本当の解決方法ではないと思います。そういう行為を起させない意識をどう育てるのかということが、根本的なところだと思います。

先ほど委員がおっしゃったように、ヘイトスピーチについての学習会に、委員の方々に是非参加し

ていただいて、日本人の立場、また樫原市人権審議委員としての立場で感じてもらうなり、意見なり、行動を移せる内容にできたらいいなあと提案を聞きながら改めて感じました。

以前この審議会の中でも、勉強会がありました。その時は、残念ながら人数が少なかった意識もっています。第1回目の審議会の中で、私自身も委員としていながら、実際時間的にはなかったのですが、すごく憤りを感じました。ヘイトスピーチに関して本当に意識が低いなあと思いました。実際私が受けているのではないのですが、刃物を突きつけられている、私のことなのです。その意識を私自身持ちましたので、そのことを委員として感じる、学びの場として設定してくださいましたので、是非参加してください。そして日本の方の、委員さんの意見を聞きたいなあと思っています。審議会で意見がなかったことが残念に思っていますのでよろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございました。実施報告、計画(案)について質問等ありましたらどうぞ。

(委員)

42ページ飛驒コミュニティセンターと、43ページ大久保コミュニティセンターの計画が出ていますが、強調月間の内容をそれぞれやっているということですが、飛驒コミュニティセンターの場合は、決算額が1000円です。大久保は予算額どおりになっています。先日も支部同士、意見交換会をしました。同じ目的をもった強調月間については、どちらのコミュニティセンターも含めて、意見交換なり連携をするとか、全体で進められるような配慮をお願いしたいと思ひました。是非お願ひします。

(会長)

ありがとうございました。実施計画についてのご意見だと思ひます。42ページと43ページの話をしていただきました。実施にあたってもっと強調できるのではないかという話だったと思ひます。

(委員)

今後の課題でも結構です。

(大久保コミュニティセンター所長)

今まで確かになかなか飛驒、大久保が両輪を揃えてできてなかったところがあると認識しています。今年度より飛驒と大久保がしっかり手を組んで同じ方向を向いていかなければいけないということで部内あげて対応を行っているところです。今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。

(会長)

ありがとうございました。すでにそのような方向で対応しているということですが、計画書の中で見えるような形にしてもらえればありがたいという指摘だったと思ひます。よろしくお願ひします。

その他いかがですか。

(委員)

21ページの国際交流・多文化共生事業で、今回4回目ということでお話されました。この事業に來られる講師の方は、檀原市民として過ごしておられる方もいます。そういう方たちが、自分の民族性を出しながら、日本の人たちやそこに来る人たちに提供されています。この檀原市で本当にこういうことが起こっているのだと自分自身参加して思いました。当事者が主役になり提供できる環境をもつことが、大切であると改めて感じました。これからもっと発展させていくためにも、1番は現状把握です。檀原市の外国人、それから公教育に通う子どもたち、その親の現状把握をまず行うことが、方向性を間違えずに進めていく内容だと思います。それぞれ課のかかわり方で現状把握をしっかりとしながら、それをテーブルに乗せながら進めることが1番重要だと思います。

(会長)

ありがとうございます。現状把握はどうなっていますか。

(事務局)

檀原市の外国人の方々の人口は、概ね1000人程度です。基本的にずっとそういう形で推移しています。ただ現状把握という形の中で、外国人の方が市民として生活されるに当たって、特に学校へ通う子ども等の、授業を受ける際や父母と子どもたちとの言語も問題であるとか、スムーズにコミュニケーションができない事案があることは聞いています。その辺についても人権政策課、人権教育課含めて対応していくべき課題だと認識しています。

外国人の市民の方々についても、アイデンティティを互いに認識することは人権という側面からも大切であると認識しています。特に幼少期からそういったものに慣れ親しむことは大切なことだと思っています。こういう文化体験イベントを通じて交流を促すということに取り組んでいきたいと考えています。

現状把握については、先ほど言った課題があると認識しています。

(会長)

ありがとうございました。委員がおっしゃった現状把握は、この事業の成果を把握しつつ展開して欲しいということですか。それとも他のニーズにあった事業展開をしてほしいということですか。2つの意味に取れた感じがします。両方かもしれませんが、今の答えですと、把握はきちっとしつつ事業展開していますということだと思います。

(委員)

担当課が4つ入っています。市として4つの課がそれぞれできることをやりながらしていることが、それぞれ見える角度がちがうと思うので、しっかり提案しながらいっしょにやっていたらという思いで言いました。

(会長)

新しい情報を共有しつつ展開して欲しいということだったと思います。

(委員)

これからやっていきたいという表現になることは、今までできていなかったという意味合いを含んでいるのですか。今までどういうことが出来てきたのですか。例えば、ある学校のあるクラスの中に外国の出身の子がいた場合に、「みんなでその国のことを勉強してみようか」といった授業があるとおもしろいなあと感じます。そういうことが実際に教育委員会としてやれてきたのか教えてほしいです。

(会長)

奥田委員の今の質問は、21ページに関してですか、それとももっと全般的なことですか。学校の中でということですので、教育委員会お願いします。

(人権教育課長)

学校の中で多文化共生教育、外国について知ろうという学習については、各校で人権教育の推進計画の中で位置づけてやっているところもありますし、小学校に外国語活動が入ってきましたので、そういうところでもいろいろな国の言葉や文化を知ろうという学習もしています。全ての学校でそういう授業がされていると思います。

(委員)

ある程度されているという表現が少し曖昧でしたが伺いました。他にシンポジウムの案内もいただきましたので、その中でたくさんの方々の意見をいただいて議論できたらありがたいと思います。

1点だけ、事業実施者に考えてほしいのですが、さまざまな文化を勉強することを基本にしながら、例えばそのクラスに中国から来た子と、アメリカから来た子の2人ともいる場合の可能性があると思います。仮の話で申し上げたい。私はだれを排除したいとか、差別したいとか、敵視したいとかいう気持ちは基本的になくて、誰かを認めたい、肯定したいという気持ちだけで申し上げます。例えば日本の世の中で、中国の軍隊が嫌いだという言い方をしたり、それをインターネットで書き込みをしたりすると、基本的に差別に当たるのではないかと考える。アメリカの軍隊が嫌いだという書き込みをした場合も、差別に当たる可能性があると思います。中国の軍隊もアメリカの軍隊も日本に接触する可能性があるわけだから、どちらについてもその発言が平等に出てくるし、中国の国籍をもったお子さんとアメリカの国籍をもったお子さんが、たまたま同じクラスに存在するケースは当然ありうるわけです。そういう時に両立させないといけないということが多文化共生だと思います。これは簡単に見えて大変難しいと思います。政治的な右左というのは、どうしてもある年齢から身につけようとする中で、だれかを排除しないという思想を身につけるといえるのは、非常に重要なことだと思うので、その点を踏まえた上で考えていただけたらと思っています。

(会長)

ありがとうございます。今後外国から来られる方が増えてくる状況もあるようですので、いまの指摘も踏まえて、今のまま続けていけばいいのか、別の段階が来るのか、鄭委員がおっしゃったように

現状把握をしながら事業計画、評価をしていただければありがたいと思います。

(委員)

基本計画にあたって資料を見て気になったのですが、人権差別に関しては時代によって考え方が変わってくるものだと思います。それでも障がい者、同和、外国人の3つに関しては、なかなか時代が変わってもあまり考え方が変わっていないと思います。

私は障がい者の活動をやりかけて40年以上になりますが、一つも変わってないと思います。行政が努力はしてくれているのですが、全体の人々の考え方が本当に根強くあります。これは何かの方法で、考え方を変えていかなければならないと思います。

極論ですが、アメリカの黒人差別は根強くあります。それと同じように、日本にも特定の人に対する差別は根強く残っていると思います。それとは別に、高齢者や女性に対する差別意識は大分変わってきたと思います。今、私が取り上げた3点についてみなさんで考えてほしいと思います。檀原市民みんなの意識を変えないと差別解消にはなっていないと思います。その点行政はどのように考えていますか。

(会長)

ありがとうございました。今取り上げていただいた3つの問題に関しては、解決がその他の問題に比べても遅れているというか、効果が出ていないというご指摘だと思います。それについて教えてください。

(事務局)

差別をなくすためにどういうことをすればいいのか、何が問題なのかは、非常に難しい問題であり大きな課題であると認識しています。差別の根幹にあるのは、心の問題、ものの捉え方によることが多いのではないかと私自身感じています。それを是正するというか、良い方向に向かうためには、行政としてはいろいろな機会を捉えて、こういう事は好ましくない事である、こういう事は認めていかなければならないということで、啓発が我々行政に関わる者として課せられた課題であると思います。

先ほどアメリカの公民権運動のこともおっしゃっておられたと思います。アメリカで60年代に、黒人差別に対する公民権運動が活発に行われた時代であったという認識をしています。そんな中で、アファーマティブアクションということで、そういう方々をより配置するという施策も取られてきました。ポジティブアクションということにも繋がることです。ただ、やはり未だに黒人に関する差別であるとか、有色の方々に対する差別であるとか、今でもアメリカにも残っていると思います。アメリカは、いろいろな民族の方々がいて国をなしています。

それで1つの力となっています。その中でも違いを認めて、共生社会として生きていくという文化を育むことが必要ではないかと思っています。やはり行政としては、違いを認め、差別については啓発を重ねることが必要なことではないかと思っています。

(教育長)

先ほど、同和・外国人・障がい者の3点について指摘がありました。おとし、平成28年度に「部

落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」が制定されました。法律を作っても特効薬というのはなかなか見当たらないわけですが、1つは、やはり小さい間からそれぞれを理解する事が有力かと思っています。幼稚園、小学校、中学校でそれぞれいっしょに教育していますので、そういう環境の中で相手を認めていくことが大事であると、教育委員会でも位置づけて根気強くやっ
ていっているという現状です。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

委員がおっしゃった3点、それから行政の方からおっしゃっていただきました3つの事に関して、確かに差別が無くなっていないから法律ということなのですが、部落問題にしてもかつてはもっとも
とひどい差別があったし、障がい者問題、外国の方に対する差別は、かつては本当にひどいもので
した。今も確かに差別は残っているのですが、これまでの市民の努力、行政の施策も含めて少しずつ
少しずつ、解消に向かっていると捉えることもできるのではないかと思います。しかし未だ未解決な
部分があると私は捉えています。例えば、障がい者対応様式トイレが全ての学校、全てのフロアに
設置できて事業が完了ということで、これまで予算を組んでしていただいたことに評価をしたいと思
います。しかし「障害者対応トイレ」という呼び名に今も違和感があります。自分自身も10数年前
に大きな怪我をして、いわゆる和式トイレに座れないことがありました。その時は車いすに乗って
いたし、松葉杖をついていた時期もあります。

インクルージョンというか、バリアフリーという言葉も含めて全ての人が使える施設というのを、
今後めざしていかなければならないと思います。例えば市役所の入り口にも階段があります。車いす
の人はどうするのかというと、横にスロープがあります。でも考えてみると、障がいを持っている人
はスロープを使えばいい、これって分けているわけです。みんなが使えると考えたときに、みんなが
使えるものを考えることを基本姿勢として、持っていればいいのではないかと思います。これからイ
ンクルージョンと呼ばれる包摂社会をつくっていく上でも、健常者・障がい者、日本人・外国人とい
う意識だけで見ると、どこかに落とし穴が出てくるのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございました。大変よい指摘をいただいたと思います。今の名称については、考える
ところがあるかもしれません。

(委員)

パラリンピックがありますね。そこで私は心が本当に躍動します。障がいをもった方たちが生き生
きと輝いておられるのを見て、本来は、こういう方たちが輝ける場の整備をしていくことが、本当に
大事なことだと思います。もちろんパラリンピックに出るまでの努力なり、超えてこられたからこそ
の輝きがあると思います。それは弊害を受けながら、それは外国人の場合も、女性の場合も、部落差
別を受けている人たちにもあると思います。自分の弊害を受けている事を、本当に克服する人をどれ

だけつくれるのかというのが、行政がしていかなければならない事だと思います。輝けるように超えるというのは、自分を認めてもらい、見つめる中で、互いに尊重できる環境があればこそできる内容だと思います。

この前の私たちの国際交流のところでも、フィリピンの講師の方が来られたのです。本当に舞台狭ましと踊られる姿を見せておられる時に、来られた何人かのお母さんが終わった途端、「すごい」って寄って行かれるのです。その言葉をもらいながら、フィリピンの講師は輝けるのです。そういう環境を本当にどれだけつくれるのかということが、私自身本当にこの櫃原市が問われる内容かなと思います。

(会長)

今の発言が次の議題の基本施策の姿勢に関わるころだと思います。その時にまたご発言いただければありがたいと思います。

(委員)

障がい者に対するバリアフリーの件で、新しい分庁舎を建てる時に、「障がい者の意見も聞いてほしい。」ということは何回か申し込みました。ところが何の返事也没有ませんでした。結果的に、現場に行かなければ分からないのですが、階段も暗い、障がい者トイレに行くにも何回も回らなければならないとか、当事者の意見が全く無視されています。これはおかしいのではないか、利用する側の立場になって意見も聞いてほしいと思います。新しい庁舎が南側に建つわけですが、やはり障がい者の意見も聞いてほしいと思います。

(会長)

ありがとうございます。それも次の議題に関係する事だと思います。

それでは「櫃原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」(案)につきまして、本審議会としてはこのようなところでよろしいですか。

(委員)

先ほど言いかけた話の中で、基本計画の中では「ひきこもり・ニート」の問題が書いてありますが、③の「実施報告及び実施計画」の中で「ひきこもり・ニート」の要素が非常に薄かったので、今年度は取り上げないが、近い将来取り上げるというスタンスになっていて、今年度は間に合わないという話になっているのか説明してください。

(事務局)

資料③「事業実施報告及び事業実施計画」(案)につきましては、先の基本計画に基づいた年度ごとの事業について報告した内容です。次の議題の資料④の中でも「ひきこもり・ニート」を記述しています。これはご意見をいただいて今、改定すべき基本計画です。資料③については出ていませんが、今後新たに作る基本計画の中には「ひきこもり・ニート」についても記述しています。

(会長)

ありがとうございます。それで明確になったと思います。それでは②「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」(案)の(案)をとってください。

それでは、③「檀原市人権施策に関する基本計画」(素案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

③ 「檀原市人権施策に関する基本計画」(素案)について

(会長)

ありがとうございました。本件につきましては、多様な意見があると思っています。現在素案の段階ですが、本日たくさん皆さんからご意見をいただいて、それを反映させてパブリックコメントをいただく予定になっているそうです。その後次に次の案をつくって、第3回の人権審議会で確定していくということです。本日は時間が限られていますが、できれば全員の委員の方にご意見をいただきたいと思っています。

言い足りないという際は、ファックスあるいは電子メール、手紙でご意見をお寄せいただきたいと思います。いただいた意見は、反映させてパブリックコメントに附す前の案として組み込んでいきたいと思いますので、それを前提に発言してください。

それでは、私の方で指名させていただきますので、資料④につきましてそれぞれの立場からご意見をいただきたいと思います。

(委員)

校園長会から来ています。先ほどから、小さい頃からの教育が大事であるという話を聞いていて、1つは外国人教育については、耳成地区はすごく外国人の方が多くて、耳成小学校、耳成南小学校、耳成西小学校にたくさんの外国の方の子どもさんが通ってきています。

その子どもたちを中心に据えて、総合的な学習の時間や外国語活動を通して、職員の中で話をしながら集団作りという側面の中で取り組んでいます。しかし、その子の学習権の保障という意味で、例えば母国語が分かる先生に入ってくださいとか、そういうところについてはまだまだ進んでいないところがあります。教育委員会としてそこを整備していただきたいという意見を持っています。

それから障がい児教育についても、同じクラスの中でいっしょに学んでいますので、日々の生活の中でいろいろな支援の仕方とか、その子を取り巻く環境であったりとか日々学習もしているように思います。

部落問題についてですが、昨日も4年生の先生方が、4年生で部落問題学習(水平社の勉強)をしたいと思っているが、どう進めたらいいのかということで校長室に来られました。最近、現場も若い先生がたくさんおられて、自分自身が部落問題について知識として知らなかったり、勉強してこなかったとかいう方がたくさんいます。その中で、自分が知識として知ることが大事ですが、子どもたちに教えるのはすごく難しくてどうしたらいいのかわからないという職員がたくさんいます。

昨日もいっしょに話をしながら、例えば子どもが「なぜ差別される所があるの」と言われたらどう

言ったらいいのかとか、素朴な質問を投げかけてくれます。そんな中で自分たちが、先輩から教えていただいた学習を広めることが大事だと思っています。先ほどの話のように、小さい頃からそういうことにふれると人権感覚が育つということももちろんそうだと思いますので、その一端を小学校が担っているのだと思いながら計画を読んでいました。

(会長)

貴重な意見をありがとうございました。学校現場の現状がよく分かったし、そのニーズもたくさん発言いただいたと思います。

(委員)

3番の項目に賛同した上で、特に1番について意見を申し上げたいと思っています。第1回審議会開催後に出された委員のみなさんの意見について、事務局からも報告がありましたように、資料①の6番の項目『市民アンケート調査』からの質問で、「同和問題を解決するためには」の課題がありました。

同和問題に関心を持っていただき、なお昨年度アンケートの比較分析をいただいたこと、誠にありがとうございます。これは肝心のポイントだと考え、私からも意見を申し上げたいと思います。「同和問題を解決するため、同和地区の生活環境を改善整備する」が7.1ポイント増え、「同和地区の人々の生活の向上をはかる」の16.7%と合わせて、36%に昇るとありました。すごい数字だと思っています。まだまだ生活環境改善整備、生活の向上が必要であると思われるのが原状で、行政に対してこの状況をどのように捉えているのかとの質問もありました。これに対して、資料2では7、8番にその回答が書かれています。これもアンケートのその他の項、自由意見にある「他地区と同じようにすべきだ」を参考にして、過去の同和対策事業が現在も行われているという誤った認識を持っている人が多いという観点から、今日までの啓発事業が十分な効果をあげていないことや、特別法失効により一般対策に移行した事を例にあげ、若い世代を中心に周知が進んでいないことが明らかになっていると捉えられており、今後一層の啓発活動に取り組むと書かれています。

私は啓発活動について、もちろんその通りとも考えていますが、果たして生活環境が悪いという調査結果は、啓発が足らなかつただけなのか疑問をもっています。先ほども事務局から心の問題と言われたように、市の回答の中で、アンケート回答者は同和問題の意識が低く、同和地区の生活環境について、その実態を見ないで小さい頃からの、第三者による刷り込まれたものなのか、また、多くの回答者が地区の現状を確認してのこととも考えられます。この場合、地区のどこを見て感じられたのか、すでに特別措置法により、地区の環境は大型の緊急車両が入るなど、ハード面は大きく改善されています。それなら空き家の目立つ市営住宅の管理と環境対策のあまさか、住民の美化運動が足りないのか、風呂やコミュニティーセンターがあるからかなど、さまざま考えられます。いずれにせよ同和問題を解決するための大きなポイントだと考えました。

2年前施行した法律を基本に、自治会、そして私たち解放同盟と市行政人権政策課を中心として、時には住宅課や市が進めているファシリティーマネジメント、担当セクションなどと共に調査されることも、啓発を含めて希望する次第です。

(会長)

ありがとうございます。これもきちっと記録して基本計画に組み込めるところは組み込んで案にしていきたいと思います。

(委員)

「ひきこもり・ニート」の基本的な点で、新しい基本計画で出てくる根拠をまず教えてください。

(事務局)

「ひきこもり・ニート」につきましては、大きな社会問題であり、櫃原市人権政策課が取り組むべく基本計画の中でも、すべての方々が豊かに輝けるような人権文化の創出というのが市のスローガンです。先の計画の中にも一部「ひきこもり・ニート」は記述してあったわけですが、やはり今までの「ひきこもり・ニート」ではなく、例えば30代、40代で、ニートで職に就かない方々がいるという現実社会の状況もありますので、これも人権課題であると捉えて今回の基本計画の中には、人権課題の項目として新たに再提出をさせていただいたとご理解いただければありがたいと思っています。

(委員)

社会問題であるというのはわかるのですが、それが人権問題であると直接結びついているという説明がないからわからないのです。基本的に環境説に立つわけですが、いろいろ苦しんでいる方というのは、本人が望んでないのにそういう状態に生まれた、そういう状態に後発的になったという方が非常に多いわけです。「ひきこもり・ニート」も、自己責任説ではなく環境説を取ることはかまわないのですが、中には自分自身が望んでひきこもっているのを、無理やり社会に引きずり出されるのをいやだと思っている人もいるかもしれないわけです。そういう場合、それは個人の自由意志であり、人権であり、他人がどうこう言う話ではないのではないかと思います。環境説に立つというのは、そういう人もほっとかないで、あえて社会の中に取り戻したいという話になってくると思います。そこについての、これは人権問題だからどこまでも深入りして対処するのだというところの根拠が明示されてないと、実際の取組として扱うのは難しいと思います。そちらの方は、根拠を持ってないと危ないです。

(会長)

ご指摘ありがとうございます。それも踏まえて次回までに検討したいと思います。

(委員)

障がい者に対する差別意識は、第三者とか一般社会だけではなく、場合によっては家族からも阻害されていることがあります。これはやはり心の問題ではないかと思います。それを踏まえてこれから行政が取り組む時に、あくまでも心の問題ということを強調してほしい、心を変えてほしいということです。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

私自身外国人の場合ですので、外国人が輝きを持てる環境にしてもらいたいというのが、改めて障がい者の人も輝ける場であろうし、部落差別を受けている人の中でも輝きが出てくる社会になっていくと私自身は信じています。それと、人権審議会の委員さんの中には、学校の先生や校長先生であったり、議員さんであったり、檀原市民生児童委員さんであったり、大学の先生や弁護士さんもおられます。それぞれの立場の中で、社会に大きく異議を言える環境におられる人たちが、ここにいるということは檀原市人権審議会にとっては、大きな内容だと感じています。みなさんの意見が聞けるという環境圏の中に私はいますので、より一層自分の人権について主張できるし、主張していくべき、それがいろんな人たちに対する尊敬の念かなと私自身は信じてこの場にいます。

(会長)

ありがとうございます。みんなが輝ける社会をとということだと思います。

(委員)

先ほど寺前委員から、家族にもという話を聞いて、自分の父も障がいを持っていて、祖父母から見放されたということを聞いているので、すごく自分事のように聞かせてもらっていました。日本だけなのかわかりませんが、『恥の文化』というのが脈々とあるようで、例えば生活で手助けをしてもらうことが恥ずかしい、身内から障がいを持つ人が出ることが恥であるという、そういう文化がもしかしたらあって、去年でしたか、今年でしたか、大阪、兵庫の方でも、精神障がいの子どもさんを大人になるまで監禁をしていたというようなこともありました。同じようなことが、檀原市で起こってないかということも、ニュースを見ると考えざるを得ないです。本当に困っている人たちが、周りに助けを求めることができなかつたら、この基本計画が空回りし、口だけになってしまったらだめだと思います。今後のこととして、人に優しい、自己責任にしない、みんなで助け合っていくための税金ではないかと考えながら、施策を進めていってもらえたらありがたいなあと思います。

(会長)

ありがとうございます。文化というところの話もしていただきました。

(委員)

議題2番の実施報告と実施計画そして今答弁しています基本計画ですね。基本計画の方は、改正すべき点、新しく付け加えるべき点はきっちりなりましたので、計画については問題ない、その通りだと思います。基本的に方向性が変わっていませんので、これを基本としていけばいいと思います。

先ほどの2番のところ、非常に分かりやすい資料を担当課で作っていただいていますので、実施報告の14ページの次のページに評価A B C Dがあって、どうだったか評価しながら来年度こうやっていきたいと思います、これが1番大事な点です。繰り返し実施し、評価して、検討してどうしていくかというところが1番大事な点だと思います。

今回2つの点でこの資料を読んで、1つだけ分からない点がありました。実施報告60ページ学校

教育課の2019年実施計画です。スクールカウンセリング事業で、いじめや不登校のカウンセリングをやってますよ、成果も大きいですよと、評価もAで引き続き2019年もA評価を拡大していこうという評価が1項目だけありました。どういう点で来年ちがう施策を考えているのか、カウンセリングで拡大しようという点を聞かせてください。

(学校教育課補佐)

2019年もA判定で拡大と書かせてもらっていますが、毎年いじめ、不登校は、なかなかなくなっていかない現状があります。

新しい何か試みをしようということではなく、人的な措置のところで人を増やして対応、サポート、支援していければいいなあとということです。

(委員)

この素案については、賛成の立場で発言させていただきます。それぞれの課題ごとに見ても、やはり教育と啓発が非常に大事であり、全てに出てくるのかと、そして就労の問題なり相談体制とか、切り口は同じでずっと出てくるのではないかと思います。そのところが全ての課題で、力を入れるところだと考えています。

1つ特徴的な同和地域の場合で言えば、橿原市は2箇所固定されています。大和高田市は、3箇所です。人口では多い橿原市が2箇所、大和高田市は3箇所と逆です。一番人口の少ない御所市が8箇所です。同和地域と特定される所はそれぞれ特徴があって、運動の広がりや発展が違います。それぞれ高齢化に伴って運動も逆に勢いがなくなっているのが実態ではないかと思います。

それと、委員がおっしゃいました点については、私も同じです。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

平成30年4月1日に橿原市犯罪被害者支援条例を制定していただきました。今後は条例の趣旨を周知させて、被害者の早期回復がなされていくと期待されます。

次に心配なのは、子どもの虐待です。数値を見ますと、虐待の数がかえって増えている傾向にあると思います。資料4の34ページを見ると、市民意識調査で「子どもの人権が尊重されていないこと」を見ると、子ども同士のいじめ、暴力、仲間はずれという回答があります。

子ども同士のいじめに関しては、教育の現場で先生方に指導と協力・スクールカウンセラーの配置をしていただいて、改善してゆけると思います。

最近、学校教育担当の先生側のストレスが高く、ストレスチェックテスト調査が行われています。教員のストレスの多くは、保護者のあり方などであり、問題解決に手立てを講じなければならないと思います。これからは保護者に対する相談体制や教育的イベントなどの充実が必要だと思います。さらに、子どもの人権尊重・保護の環境を整備していただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。それも現代的課題で大変だと思います。

(委員)

資料4、45ページ②「日本語教育の推進」というところがありますが、その中に「外国人の子どもに対する受け入れ体制が不十分」の回答が2割と書いてあります。学校の先生が、英語で通じる国の子であるならまだしも、いろんな国の子どもをどう指導するのか分からないので、どう指導していただけるのか疑問に感じました。

もう1つは、子どもだけではなく親にも教育しなければならないと思います。この間聞いた話ですが、小学校で、プリントで丁寧に書いて親に持たせます。外国人保護者は、プリントをもらうのですが、そこに書いてあることが理解できないのです。学校は丁寧に書いているのだから周知徹底していると思うのですが、親が読解できない、というような問題もあります。そういうところを、どうしているのか。外国人の子どもを日本人の教師が教えるというのは大変だと思います。このような場合、どういうふうに指導していただけるのか聞かせてほしいと思います。

(人権教育課長)

日本語指導については、各学校でご苦労いただいているところですが、日本語初期対応ということで、来日されてから2年間は、日本語指導の先生に週2回ぐらい来ていただいて教えてもらっています。その他にも、各学校に外国籍の子どもがそんなにたくさんいませんので、なかなか日本語指導の先生が固定してその学校で教えるというのは難しい状況です。週に2、3回教えていただいているのが現状です。

保護者に対しては、プリントというのはなかなか難しいのですが、その日本語指導に来てくださった先生が翻訳して伝えていただくなり、口頭やメールや電話で伝えてくださっています。また県の人権教育課から出してくれている『日本語指導学校生活ガイドブック』というのがあります。それには各国の言語が付いていますので、ダウンロードして使うように教育委員会の方ではお知らせしています。

(会長)

大事な問題ですね。ありがとうございました。

(委員)

基本計画に関しては、賛成の意見です。それに加えて、次の2点を更に加えてもらえればということと話します。まず、インターネット等による人権侵害です。これにつきましては、もし人権侵害の書き込みがなされた場合、削除要請したいということで、プロバイダーや掲示板の管理者に連絡をしたいと思います。しかし、なかなかそれでも削除してもらえないことがあると思います。その場合には書き込んだ人がだれか特定するために、法律で書き込んだ人を特定するための手続きが、今新しく法律ができて、手続き自体は用意されています。しかし、この手続きを利用するためには、手続きが煩雑で、しかも取り扱っている裁判所が東京地方裁判所だけで、費用が相当かかるということです。この計画に書いている教育や啓発活動などで、事前にそういうことをさせないということが重要である

と感じました。その点も踏まえて進めていただきたいと思います。2点目は、犯罪被害者等に関する記載です。奈良県の方でも、性犯罪の被害者に対する、ワンストップセンターがようやく立ち上がっています。現在も、犯罪被害者センターや警察、検察庁、弁護士会、医療機関と共に犯罪被害者の方に対して保護しようという取組ができてきています。定期的に会議もしていますので、是非橿原市でも連携に加わって犯罪被害者の保護に取り組む計画を立てていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。大変参考になるご意見だと思います。

(委員)

本日委員のみなさん方には、大変貴重なお意見を賜りましてありがとうございます。いろいろな分野にわたって、各委員さんの意見を聞くという形になっているわけですが、セクト別に、1つの分野について意見を聞くということも必要ではないかと今日考えさせられました。いろいろみなさんに知恵を拝借しなければならないことが、多々あると思いますが、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

(会長)

ありがとうございました。本日欠席の方もいますし、まだ発言したい方もおられると思いますので、事務局からFAX用紙を配布してもらいますので、**それも必要に応じて活用していただき**ご意見をいただきたいと思います。

(事務局)

今、用紙を今配布します。人権施策に関する基本計画について、パブリックコメントを予定しています。1月広報に掲載予定ですが、期間が1月11日から2月1日までとなっています。対象者の方には市民の方に加えまして市内に在勤、在学する方も含みます。場所は市内の行政の各施設とホームページに掲載します。方法につきましては、郵便、FAX、電子メールそれから課への持参ということで対応させていただきたいと考えています。1月11日にホームページや各施設等で始めますので、委員のみなさんからの追加の意見があります場合は、今配布しました用紙を使って1月7日までに、メールやFAXや郵送等で報告いただければと思っています。

(会長)

ありがとうございました。それではその他についてお願いします。

(事務局)

差別事象がこの審議会の中に2件ありました。

1件目は、視覚障がいのある方に対する差別事案です。8月23日橿原市議会の『市職員の不正行為に関する調査特別委員会』の審議中に、委員の一人の方から、起案文書の精査不足を指摘するのに「めくら判」との発言が行なわれました。翌日24日、インターネットで視聴していた市民の方から、

その差別発言に加えて、委員の方から不適切さに対する指摘がなかったことに対する問題提起がありました。これを受けて、市議会でも9月18日の同委員会で発言を行った関係者等から謝罪が行われるとともに、「同発言の議事録からの削除」が行われました。また、市職員に対しても、9月25日付けで副市長名による文書が全職員に対して発出されました。そして、不用意に人の心を傷つける発言をしてはいけないということを十分に留意するとともに、差別発言・行為に直面した時は、毅然とした態度で臨むなど、より高い人権意識をもって業務に当たるように通知が行われました。

2件目は、特定の個人等を中傷する配布物です。市民の方から、2回申し立てがありました。1回目は7月13日、2回目は11月9日です。文書を手に入れた経緯としては、本人や関係者宅に配布物が投函されたり、市役所前の敷地内に放置されるという事がありました。そして、拾得された配布物（文書）をご持参いただきました。

この件につきましては、奈良地方法務局や啓発連協等に報告し、相談しました。また市法務専門官にも相談しました。その結果、1回目は7枚、2回目はこの7枚を含む16枚を提出いただいたわけですが、その文書全体から判断すると、特定の人々を中傷する文書で、人の心を傷つける文書ということで、差別文書として取り扱うことと判断させていただきました。

ただ文書を作成した方を、特定することが困難であるため、啓発活動を中心に推進するということになりました。また複数の市民の目に触れていたと推測されますので、早急に啓発等の対応をしていく必要があると判断しました。その具体的な対応については、法務局や啓発連協等に報告するとともに、12月の人権週間や街頭啓発や11月号の市広報で、「人の心を傷つける言葉や表現に注意しましょう」と啓発させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは皆さん、本日は大変長い時間ご審議いただき感謝申し上げます。また年末のお忙しいところお集まりいただきありがとうございました。

これで第2回人権審議会を終わります。

(司会)

会長、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、長時間にわたります熱心なご審議、また多くの貴重なご意見を賜り本当にありがとうございました。

本日もご審議いただきました会議録につきましては、事務局でまとめまして、後日皆様全員にお送りさせていただきます。ご確認のほどよろしくお願いたします。この会議録につきましても、橿原市ホームページで公開予定をしています。

以上をもちまして、本日の人権審議会は閉会といたします。

ありがとうございました。